

多古町国民保護計画

平成30年3月

目次

第1編 総則	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 計画の構成	1
3 用語の定義	1
4 多古町地域防災計画との関連	3
5 町国民保護計画の見直し、変更手続	4
第2章 国民保護措置の基本的な方針	5
1 基本的人権の尊重	5
2 国民の権利利益の迅速な救済	5
3 国民に対する情報提供	5
4 関係機関相互の連携協力の確保	5
5 国民の協力	5
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	6
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	6
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	6
第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定	7
1 武力攻撃事態の種類	7
2 緊急対処事態の事態例	7
第4章 町の地理的、社会的特徴	9
1 位置	9
2 地形・地質	9
3 気象	9
4 人口分布	9
5 道路・交通	9
6 自衛隊施設	10
7 その他	10
8 本町における留意事項	10
第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
1 関係機関の事務又は業務の大綱	12

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処	14
第1章 平素からの備え	14
第1 組織及び体制の整備	14
1 町における組織・体制の整備等	14
2 関係機関との連携体制の整備	18
3 通信の確保	20
4 情報収集・提供の体制整備	21
5 研修及び訓練	24
第2 避難及び救援に関する平素からの備え	26
1 避難に関する基礎的事項	26
2 救援に関する基礎的事項	27
3 運送事業者の運送力・輸送施設の基礎的情報の把握	27
4 避難施設の指定への協力	28
5 避難実施要領のパターンの作成	28
第3 生活関連等施設の把握等	28
1 生活関連等施設の把握等	28
2 町が管理する公共施設等における警戒	29
第4 物資及び資材の備蓄、整備	29
1 町における備蓄	29
2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	30
第5 医療救護体制の整備	30
1 初期医療体制の整備	31
2 傷病者搬送体制の整備	31
第6 要配慮者の支援体制の整備	31
1 要配慮者に関する配慮	32
2 社会福祉施設等における備え	32
3 園児・児童・生徒等の避難時の配慮	32
4 外国人に対しての配慮	32
第7 国民保護に関する理解の促進	32
1 理解の促進	32
2 防災に関する啓発との連携	33
3 学校における教育	33
4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	33
第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処	34
第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	34

1	担当課体制	34
2	非常配備体制の設置	34
3	初動措置の確保	34
4	関係機関への支援の要請	35
5	対策本部への移行に要する調整	35
6	災害対策基本法との関係	35
7	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	36
第2	町国民保護対策本部の設置等	36
1	町対策本部の設置	36
2	通信の確保	44
第3	関係機関相互の連携	44
1	国・県の対策本部との連携	44
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	45
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	45
4	他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託	46
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	46
6	町の行う応援等	46
7	自主防災組織等に対する支援等	47
8	住民への協力要請	47
第4	警報及び避難の指示等	47
1	警報の通知及び伝達	48
2	警報の内容の伝達方法	48
3	緊急通報の伝達等	49
4	避難の指示等	49
5	避難実施要領の策定	50
6	避難住民の誘導の実施方法	53
7	武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	56
第5	救援	57
1	救援の実施	57
2	関係機関との連携	58
3	救援の内容	58
第6	安否情報の収集・提供	59
1	安否情報の収集	59
2	県に対する報告	60
3	安否情報の照会に対する回答	60

目次

4	日本赤十字社に対する協力	61
第7	武力攻撃災害への対処	61
1	武力攻撃災害への対処	61
2	NBC攻撃による災害への対処	63
3	応急措置等	65
第8	被災情報の収集及び報告	69
第9	保健衛生の確保その他の措置	70
1	保健衛生の確保	70
2	廃棄物の処理	71
第10	国民生活の安定に関する措置	71
1	生活関連物資等の価格安定	71
2	避難住民等の生活安定等	71
3	生活基盤等の確保	72
第11	特殊標章等の交付及び管理	72
第3編	緊急対処事態への備えと対処	74
第1章	総論	74
第1	緊急対処事態	74
第2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	74
第4編	復旧等	75
第1章	応急の復旧	75
1	基本的考え方	75
2	ライフライン施設の応急の復旧	75
第2章	武力攻撃災害等の復旧	76
1	国における所要の法制の整備等	76
2	当面の復旧についての留意事項	76
第3章	国民保護措置等に要した費用の支弁等	77
1	国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求	77
2	損失補償及び損害補償	77
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	77
4	他の市町村等の応援を受けた場合の費用の支弁	77

第1編 総則

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

多古町（多古町長及びその他の執行機関をいう。以下「町」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 国民保護上の町の責務

町は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項及び緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置（以下「緊急対処保護措置」という。）に関する事項について定める。

2 計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総則

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第4編 復旧等

3 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）等、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

【関係機関、施設関連】

用 語	意 義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という）で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関 2 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 3 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 4 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第 102 条第 1 項に規定する生活関連等施設（発電所、ガスホルダー等）をいう。

4 多古町地域防災計画との関連

町国民保護計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「多古町地域防災計画」（以下「町地域防災計画」という。）の内容と整合を図るものである。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと「町地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

5 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、多古町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置の基本的な方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限るものとし、かつ、公用令書の交付等、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

このため、町は、これらの手続を担当する部署を定めるなど必要な処理体制を確保するとともに、手続に関連する文書を、多古町文書規程の定めるところにより、適切に保存する。

また、町は、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等、配慮を払う。

3 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。このため、あらゆる広報手段を活用し、特に高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県及び近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域に渡る避難や、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供など武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助などについて協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされているこ

とにかんがみ、町は、国民への協力要請に当たり強制しないよう配慮する。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていること等、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、町は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などにおいて、高齢者、障害者、乳幼児、病人及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章や特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する町の区域に係る国民保護措置についてその内容に応じ、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、町は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

町国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型は、県国民保護計画に準じて以下のとおりとする。

1 武力攻撃事態の類型

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画に基づき以下に掲げる4類型を対象とする。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2 緊急対処事態の事態例

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画に基づき以下に掲げる事態例を対象とする。

なお、町は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

分 類	類 型	事 態 例
攻 撃 対 象 施 設 等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設等の爆破 ・政治経済活動の中枢（役場庁舎、交通施設、空港、通信施設等）に対する攻撃

分類	類 型	事 態 例
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・河川等に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置

本町は、千葉県の北東部を占める香取郡の南端に位置し、町の総面積は 72.80 k m² で、その範囲は東西約 13.6 k m、南北約 12.9 k m に及び、首都東京へは 70 k m、県都千葉市は 42 k m の距離となっている。

町の北は成田市、香取市、東は匝瑳市、南は山武郡横芝光町、西は山武郡芝山町に接し、成田国際空港に隣接している。

2 地形・地質

地形は、低く概ね平坦な水田地帯と畑地帯の北総台地に分けられ、その台地と水田との間に山林が続いている。海拔も 5～43m と比較的高低差も少ない。

地質は全域が成田層群とよばれる洪積層で、その上部は関東ローム層で形成されており良質の砂を採取することができる反面、支持力が弱いという弱点を持っている。

3 気象

気象は、太平洋に近いいため黒潮暖流の影響を受け比較的温暖で多湿であるが、冬季は季節風の影響を受け寒気が厳しく、地形条件により北西部では積雪がある。また、夏季から秋季にあたっては、台風や低気圧が通過するため大雨や強風により被害が発生しやすい気象条件となる。

4 人口分布

首都東京からおおよそ 70 k m の位置にある立地条件や東関東自動車道の整備、成田国際空港の開港に伴う交通機関の整備、多古工業団地の創業等により、昭和 60 年代以降増加傾向にあった人口は、平成 7 年の約 18,000 人をピークに、その後自然減・社会減により、減少傾向に転じている。平成 27 年の本町の人口は 14,724 人(平成 27 年国勢調査)で、世帯数は 5,053 世帯となっている。

また、高齢化が急速に進み 65 歳以上の人口割合(高齢化率)が 33.5% (同、国勢調査)の状況であることから、高齢者等の要配慮者は今後も増加し、若者の減少により地域防災力の低下が危惧される。

5 道路・交通

町中央下部を東西に国道 296 号が成田市から匝瑳市に向かって横断し、その他の県道及び幹線町道は、市街地より放射状に伸びる道路からなっている。

幹線道路のうち主なものとして、成田国際空港へ通じる国道 296 号、国道 51 号へ接続する主要

第1編 総則

地方道横芝下総線が通過しているほか、国道 296 号から主要地方道多古笹本線へ通じるバイパスも整備されている。

さらに、圏央道の建設が予定されており、これに伴うアクセス道路の拡幅等、交通網の整備が計画されている。

鉄道は無く、公共交通はバス交通となっている。

6 自衛隊施設

本町に自衛隊施設は立地していない。

7 その他

町の西部に隣接する成田国際空港寄りには空港関連企業が、多古工業団地にも流通をはじめとした企業が創業をしている。

8 本町における留意事項

本町において、安全保障上留意すべき事項については、概ね次のとおりである。

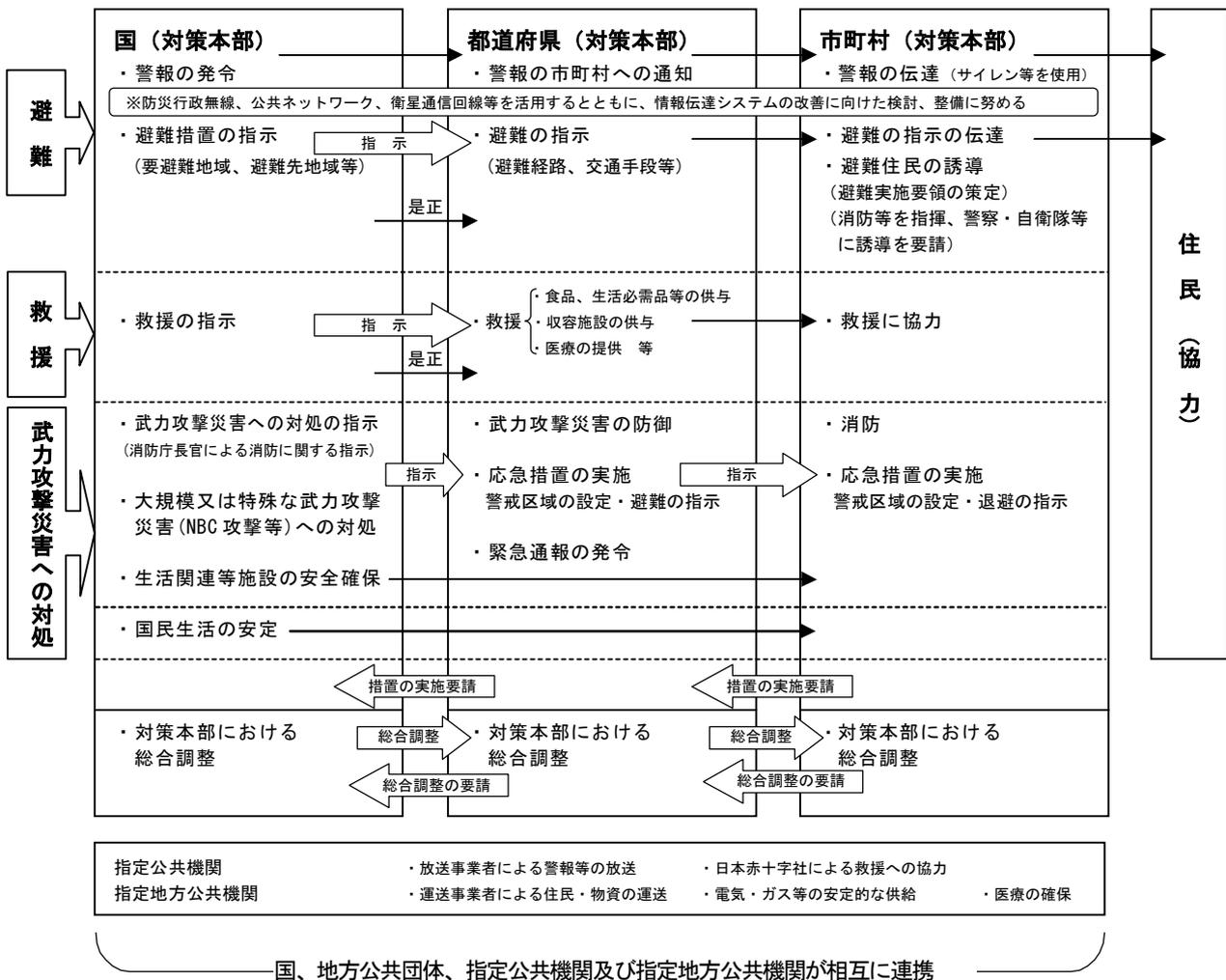
- ・隣接する成田市には成田国際空港など大規模集客施設で重要施設が存在しており、テロリストの出入国に利用、象徴的な攻撃目標となる可能性がある。
- ・テロ攻撃が発生した場合など人的被害が大きくなるおそれがある。

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

国民保護措置の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおりとされている。

国、都道府県、市町村におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、町、県及び指定地方行政機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに関係機関の連絡先電話番号等は別途資料編にて整理する。

【町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害への対処に関する措置の実施 9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関するこ と 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 応急用食料調達・供給支援 2 N B C (核・生物・化学兵器) 攻撃等による汚染農産物の安全性確認 3 家畜保護に関する配慮 4 農林水産業に係る被害拡大防止 5 農林水産関係施設の応急の復旧 6 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 7 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業 保安監督部	1 危険物等の保全
関東地方整備局 千葉国道事務所	1 被災時における国道等の公共土木施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 成田空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管 制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

第1 組織及び体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町における組織・体制の整備等

(1) 町の各部における平素の業務

町の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。なお、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、関係機関とで共有するものとする。

【町の各課における主な平素の業務】

課名	平素の業務
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄する施設の管理に関すること ・出先機関（県）からの情報収集、連絡に関すること
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護計画の見直しに関すること ・避難施設の指定に関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・国民保護に関する各部間の調整に関すること ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること ・警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・物資運送体制の整備に関すること ・町国民保護協議会の運営に関すること ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、町有財産の管理に関すること
企画空港政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通網の維持に関すること
出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時に係る会計事務に関すること
保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・救援物資に関すること
住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育施設に関すること ・利用児童の安全、避難等に関すること

課 名	平素の業務
多古こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・多古こども園施設に関すること ・園児の安全、避難に関すること
多古中央病院	<ul style="list-style-type: none"> ・町立病院施設に関すること ・町立病院に係る傷病者等の受け入れ体制に関すること ・町立病院に係る医療等の供給体制に関すること
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設に関すること
産業経済課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業施設等の災害対応体制の整備に関すること ・危険物質の保安対策に関すること
都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁に関すること ・河川に関すること
生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・町営水道施設に関すること ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること ・廃棄物処理に関すること
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育施設に関すること ・児童・生徒等の安全、避難等に関すること ・学用品の確保、調達に関すること
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護に関すること
協力課（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・各課の協力に関すること

※ 協力課：上記以外の各課

(2) 町職員の参集基準等

ア 職員の迅速な確保

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

イ 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、常備消防機関との連携を図りつつ、防災体制における宿日直体制を活用し、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡がとれる24時間即応可能な体制を確保するものとする。

ウ 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

区分	体制	体制の判断基準	配備内容
事態認定前	担当課体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	総務課は、情報収集活動を実施し、その他の職員は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制
	非常配備体制	国民保護対策本部に準じた全職員による対応を行う必要があるとき	原則として、全職員を動員し、必要な対策を実施する体制
事態認定後	本部未設置	担当課体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき
		非常配備体制	国民保護対策本部に準じた全職員による対応を行う必要があるとき
	本部設置	国民保護対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき

エ 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、防災体制に準じ、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常時携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

オ 職員の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、当該職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を定めるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長の代替職員については、以下のとおりとし、町対策本部員の代替職員については、各部局内であらかじめ順位を定めておくものとする。

【町対策本部長の代替職員の順位】

名称	第1順位	第2順位
町対策本部長 (町長)	副町長	総務課長

カ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について措置しておく。

- (ア) 交代要員の確保その他職員の配置
- (イ) 食料、燃料等の備蓄
- (ウ) 自家発電設備の確保

(エ) 仮眠設備等の確保 等

(3) 消防機関の体制

ア 消防本部及び消防署における体制づくりの要請

香取広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び香取広域市町村圏事務組合多古分署（以下「多古分署」という。）は、町における参集基準等と同様に、消防本部及び多古分署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。その際、町は消防本部及び多古分署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び多古分署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

イ 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、香取広域市町村圏事務組合は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定めるものとする。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続等

ア 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定め対処する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	左の内容
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

イ 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、多古町文書規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

(1) 基本的考え方

ア 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

イ 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

ウ 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(2) 県との連携

ア 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

イ 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

ウ 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町が行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

エ 香取警察署との連携

町は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、香取警察署と必要な連携を図る。

(3) 近隣市町村との連携

ア 近隣市町村との連携

町は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

イ 消防機関の連携体制の整備

町は、消防本部に対し、消防本部及び消防団（以下「消防機関」という。）の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るよう要請する。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るよう求める。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

ア 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、町の区域を管轄する指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

イ 国民保護計画の作成等における連携

町は、国民保護計画を作成又は変更するために必要があると認めるときは、指定公共機関等に対し、資料や情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

ウ 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

エ 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(5) 自主防災組織等に対する支援

ア 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び行政区のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

イ 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する活動環境の整備

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（※）との連携に十分配慮する。

※ 非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート の複数化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行うものとする。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の複数化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	

(3) 町における通信の確保

町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び同報系（※）その他の防災行政無線の的確な整備・運用に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

※ 同報系の防災行政無線：町役場と屋外拡声器や各家庭の戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達する無線システム

4 情報収集・提供の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

ア 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整

理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

イ 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

ウ 関係機関における情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(2) 警報の伝達・通知に必要な準備

ア 警報の伝達・通知体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との十分な協議により協力体制を構築するなど調整を図るものとし、伝達には高齢者、障害者、乳幼児、外国人等といった要配慮者に対し十分配慮する。

また、町は、警報を通知すべき関係機関についてその連絡先、連絡方法等をあらかじめ定めておくものとする。

イ 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

ウ 香取警察署との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、香取警察署との協力体制を構築する。

エ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

オ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設について、担当部署・者、電話番号等を把握・整理する。

カ 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

ア 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行う。収集、整理した安否情報は原則として安否情報システム（※）への入力により県に報告するものとし、安否情報システムが使用不可能な場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

なお、安否情報に関しては個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）

及び多古町個人情報保護条例（以下「町個人情報保護条例」という。）の規定に留意する。

※ 安否情報システム：武力攻撃事態等において、避難所等に避難された方等の安否情報をシステムに登録し、国民からの照会に対して、消防庁・都道府県・市町村が回答する際に使用するシステム

【収集・報告すべき情報】

<p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することのできるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑩ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</p>
--

【様式 安否情報報告書】

資料編参照

イ 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、これに当たる職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

ウ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、武力攻撃事態等に至ったとき直ちに安否情報の収集が実施できるよう、保有する資料等に基づき、医療機関、学校等安否情報の収集の協力を要請する関係機関を把握しておくなど、必要な準備をする。

(5) 被災情報の収集・報告に必要な準備

ア 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び町個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

イ 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

【様式被災情報の報告様式】

資料編参照

5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 研修

ア 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

イ 県の研修機関における研修の活用

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】 <http://www.fdma.go.jp/>

ウ 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、警察及び消防の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(2) 訓練

ア 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、香取警察署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

イ 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

(ア) 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練

(イ) 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

(ウ) 避難誘導訓練及び救援訓練

ウ 訓練に当たっての留意事項

(ア) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

(イ) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、消防団、自主防災組織、行政区等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

(ウ) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

(エ) 町は、消防団、自主防災組織、行政区等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

- (オ) 町は、県と連携し、学校、病院、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (カ) 町は、香取警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基礎的事項

(1) 基礎的資料の準備

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、町の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、公共交通網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト、データベース策定後は、当該データベース）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）
- 行政区、自主防災組織等の連絡先等一覧
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿（※）を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※ 避難行動要支援者名簿：武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 救援に関する基礎的事項

(1) 基礎的資料の準備

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(2) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

3 運送事業者の運送力・輸送施設の基礎的情報の把握

町は、県と連携して、運送事業者の運送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の運送力及び輸送施設に関する情報の共有

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の運送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【共有しておくべき情報】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 保有車輛等(定期・路線バス等)の数、定員② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法③ 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など) |
|---|

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

5 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、香取警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、要配慮者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

第3 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について安全の確保に特に配慮するため、必要な事項を定める。

1 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護施行令	各号	施設の種類の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核原料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核燃料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

※ 記載事項については、公開することにより支障が生じないよう配慮するものとする。

2 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、香取警察署等との連携を図る。

第4 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材について

は、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 平素からの住民自らの備蓄について

町及び県が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、町は県と連携し、住民が平素から自ら備蓄するよう啓発していく。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。

このため、町、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が出来るよう、医療救護体制の整備の確立について、以下のとおり定める。

1 初期医療体制の整備

町は、県と連携しながら、町地域防災計画の定めに基づいて医療救護所などの体制を整備する。

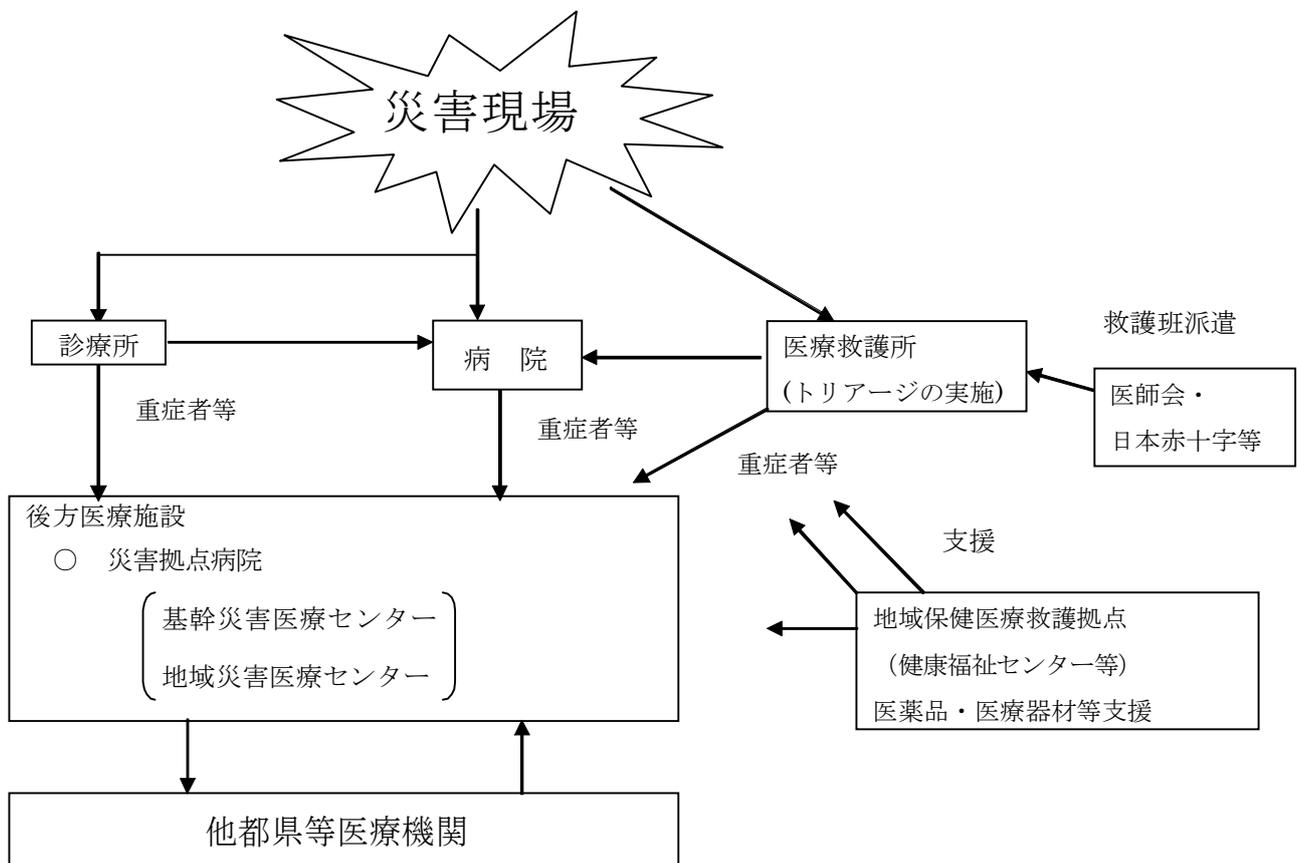
消防本部は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図る。

また、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、町は、県の防護服等資器材の整備状況を踏まえ、県と連携しつつ対応する。

2 傷病者搬送体制の整備

町は、医療救護所では対応できない重傷病者を収容・治療するため、医療機関及び県等と連携し、救急車、ドクターヘリコプター等を活用した武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備する。

【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】



第6 要配慮者の支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児及び外国人といったいわゆる要配慮者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1 要配慮者に関する配慮

町は、要配慮者について、次のとおり配慮するものとする。

- ア 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- イ 生活支援のための人材確保
- ウ 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- オ 病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- カ 避難施設または居宅への必要な資機材の設置又は配布
- キ 避難施設または居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ク 要配慮者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくことされており、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うよう努めるとされている。

3 園児・児童・生徒等の避難時の配慮

学校やこども園等の管理者は、園児・児童・生徒等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるとされている。

4 外国人に対する配慮

町は、県と連携し、外国語版のPRパンフレットを活用するなどして、外国人に対し武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

第7 国民保護に関する理解の促進

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する理解の促進について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 理解の促進

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に広報活動を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施し、理解を深めてもらうものとする。また、高齢者、障害者、外国人

等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により理解を深めてもらうものとする。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民の国民保護に関する理解の促進を図るものとする。

3 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 担当課体制

町は、消防機関からの連絡その他の情報により、町の関係課等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、町長、副町長及び総務課長へ報告するとともに、他の関係課へ連絡し、必要に応じ県の関係部局等へ連絡する。

また、町の関係課は、第1報に続き、被害の概要、経過、措置等に関する続報についても町長、副町長及び総務課長へ迅速に報告する。

2 非常配備体制の設置

町長は、多数の死傷者の発生、建造物の被害等国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を把握したときは、速やかに、県及び香取警察署に連絡を行い情報の共有化を図るとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、非常配備体制を設置する。

また、非常配備体制においては、消防本部、香取警察署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報を収集し、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等に対して情報提供を行うとともに、非常配備体制を設置した旨について、県に連絡を行う。

3 初動措置の確保

町は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合において

は、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

4 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

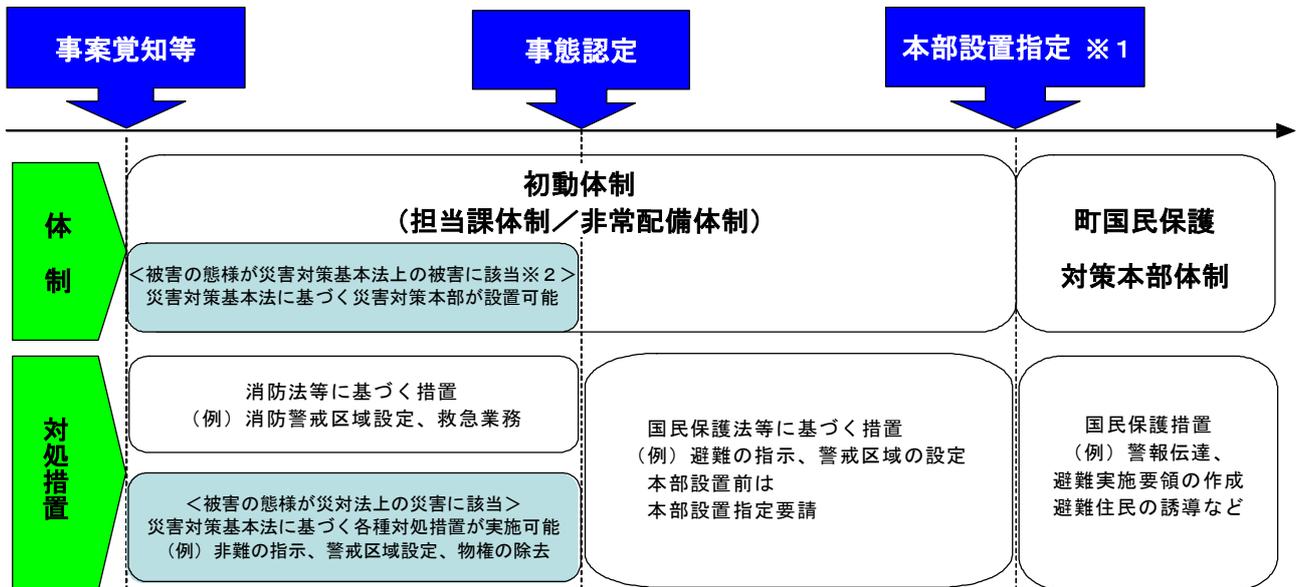
5 対策本部への移行に要する調整

政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行する。

6 災害対策基本法との関係

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係課等に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

7 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、初動体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2 町国民保護対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部を設置する場合の手順

ア 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

イ 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。なお、事前に初動体制を設置していた場合は、町対策本部に切り替える。

ウ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、防災のために整備している連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

エ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町役場庁舎内に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部代替施設における本部機能の確保

町は、町役場が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合は、代替施設に町対策本部を開設する。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合

には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

【代替施設の指定】

次に掲げる順位で、町対策本部の予備施設を次のように指定する。なお、事態時の状況に応じ、町長の判断により変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕 コミュニティプラザ
〔第2位〕 保健福祉センター

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【町対策本部の組織構成】

【本部室】

本 部 会 議	本部長	町 長			【事務局】 事務局 長 総務課長 事務局 員 総務課員 本部連絡員 各本各部長の指名する者
	副本部長	副町長 教育長			
	本部員	総務課長 議会事務局長 財政課長 企画空港政策課長 地方創生担当課長 産業経済課長 農業委員会事務局長 出納室長 住民課長 子育て支援課長 多古こども園園長 多古こども園事務長 税務課長 生活環境課長 都市整備課長 都市計画課長 学校教育課長 生涯学習課長 図書館長 保健福祉課長 学校給食センター所長 多古中央病院事務長 多古分署長			
本部派遣職員	本部長が 特に必要と認めるもの				

	【総務部】 部長：総務課長 総務班 (総務課) 財政班 (財政課) 企画班 (企画空港政策課・ 地方創生担当課) 税務班 (税務課) 出納班 (出納室) 協力1班 (議会事務局)
	【衛生救護部】 部長：保健福祉課長 保健福祉班 (保健福祉課) 病院班 (多古中央病院事務局) 住民班 (住民課) 子育て支援班 (子育て支援課・ 多古こども園) 給食班 (学校給食センター) 協力2班 (生活環境課)
	【経済部】 部長：産業経済課長 産業経済班 (産業経済課・ 農業委員会事務局)
	【技術部】 部長：都市整備課長 都市整備班 (都市整備課・都市計画課) 協力2班 (生活環境課)
	【教育対策部】 部長：学校教育課長 学校教育班 (学校教育課) 生涯学習班 (生涯学習課・図書館)

注；協力2班（生活環境課）は、衛生救護部と技術部に属する。

【町対策本部事務局の組織及び主な所掌事務】

	主な所掌事務
統括担当 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信担当が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策担当 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・町が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報収集担当 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ①被災情報 ②避難や救援の実施状況 ③武力攻撃災害への対応状況 ④安否情報 ⑤その他統括担当等から収集を依頼された情報
庶務担当 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ・町対策本部員の必要な物品、食料の調達等庶務に関する事項

【町の各班における武力攻撃事態等における業務】

部	部長	班	班長	事務分担
総務部	総務課長	総務班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部に関する事 ・町対策の総合調整に関する事 ・本部職員の動員及び配置に関する事 ・本部室会議の運営に関する事 ・各部の連絡調整に関する事 ・国及び県との連絡調整に関する事 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 ・防災行政無線に関する事 ・警報及び緊急通報の内容の伝達に関する事 ・情報の収集に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事 ・各部の総合的把握及び連絡調整に関する事 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事 ・避難指示に関する事 ・区長会への協力要請に関する事 ・消防団の動員に関する事 ・ボランティアに関する事 ・その他いずれの部、班にも属さない事
		財政班	財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・町有財産の被害状況の把握及び復旧に関する事 ・武力攻撃災害に関する予算措置に関する事 ・義援金に関する事
		企画班	企画空港政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関との連絡調整に関する事 ・武力攻撃災害の記録に関する事 ・情報の発表、広報に関する事 ・報道機関との連絡に関する事
		税務班	税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・町税の減免、徴収猶予に関する事 ・救援物資（義援品）の保管及び配分に関する事 ・建築物被害調査に関する事
		出納班	出納室長	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害における出納に関する事
		協力1班	議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害見舞のための来庁者の接遇に関する事 ・各種陳情の応接に関する事
衛生救護部	保健福祉課長	保健福祉班	保健福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び管理に関する事 ・被災者の応援相談及び生活保護に関する事 ・衛生全般に関する事 ・被災者の医療救護に関する事 ・医療機関との連絡に関する事
		病院班	多古中央病院事務長	<ul style="list-style-type: none"> ・多古中央病院の被害調査に関する事 ・入院患者等の対策に関する事 ・医療救護班の編成に関する事
		住民班	住民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の調査及び取りまとめに関する事 ・身元不明の死者の収容及び火葬に関する事

部	部長	班	班長	事務分担
衛生救護部	保健福祉課長	子育て支援班	子育て支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・施設利用者の避難誘導に関すること ・被災世帯の乳幼児の保育に関すること
		給食班	学校給食センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・主要食糧の調達に関すること ・炊き出しに関すること
		協力2班	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の防疫活動に関すること ・廃棄物、ゴミ、し尿等の処理に関すること
経済部	産業経済課長	産業経済班	産業経済課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物及び農業用施設の被害状況調査及び復旧に関すること ・生活物資の調達及び配分に関すること ・被災農家の応援救助に関すること ・商工業の被害状況調査に関すること ・被災商工業者の金融対策その他応援救助に関すること
技術部	都市整備課長	都市整備班	都市整備課長	<ul style="list-style-type: none"> ・土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・建築物の応急補修に関すること ・急傾斜地の災害対策に関すること ・道路交通規制に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・開発区域及び隣接区域の被害調査及び対策に関すること
		協力2班	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・給水に関すること ・水道関係施設の復旧に関すること
教育対策部	学校教育課長	学校教育班	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設等の被害調査に関すること ・避難所の開設に関すること ・生徒、児童の避難誘導に関すること ・学校施設等の応急復旧に関すること ・応急教育の実施に関すること ・学用品の給与に関すること
		生涯学習班	生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設利用者の避難誘導に関すること ・社会教育施設等の応急復旧に関すること ・文化財の災害対策に関すること ・避難所の開設に関すること

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

【町対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者（企画空港政策課長）」を設置する。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

(イ) 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 町現地対策本部の設置

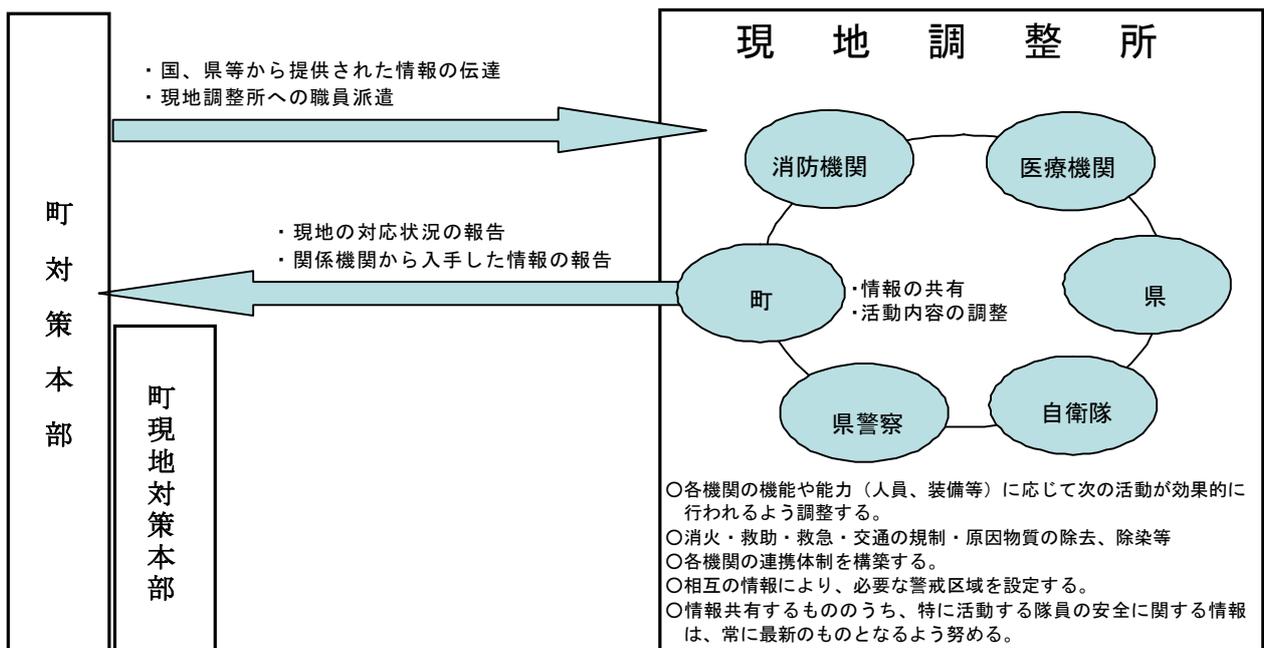
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防本部、香取警察署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものであり、避難実施要領に基づく避難誘導の実施等に関して、関係機関による連携した活動が行われるように調整を行うものとする。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置するものとする。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図るものとする。
町は、必要に応じ現地調整所を設置し、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使できるようにする。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすようにする。
- ④ 他の対処に当たる機関が既に現地調整所を設置している場合には、町の主体性の保持のもとに、職員を積極的に参画させるものとする。
- ⑤ 現地調整所の運用の手順等について、町は、国民保護協議会や訓練を通じて、意見交換を行うものとする。

(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

カ 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により

密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて町の区域を担当区域とする自衛隊千葉地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、行政区、消防団、自主防災組織等地域のリーダーとなる住民により、警報内容の伝達、避難住民の誘導等の実施への協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際し、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には県と連携し、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供や生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援等

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4 警報及び避難の指示等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知及び伝達

(1) 警報の内容の伝達

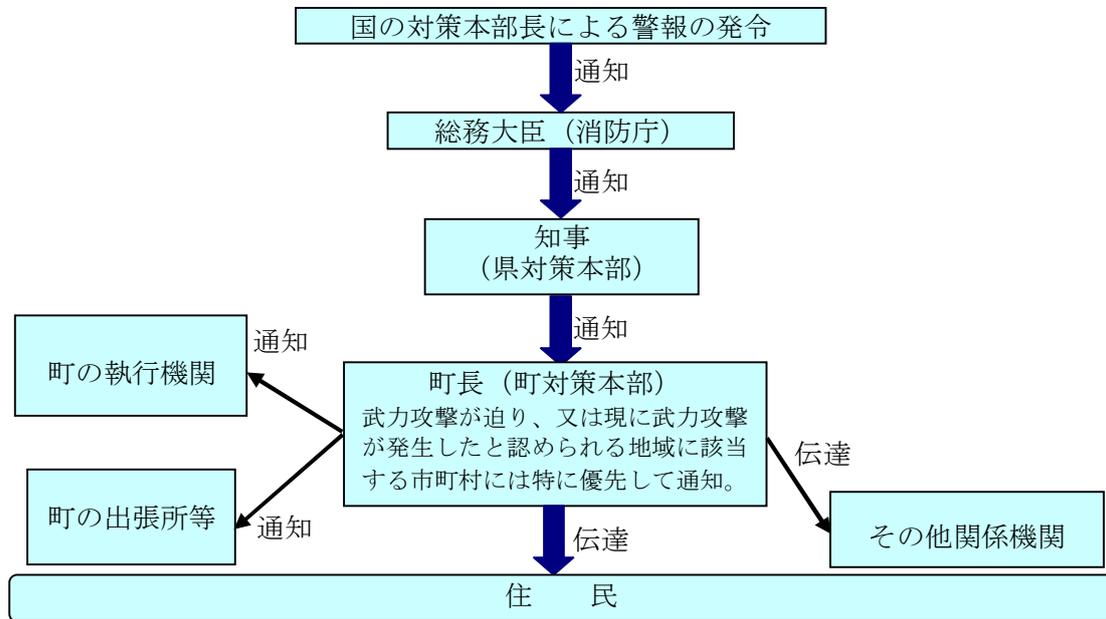
町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私（行政区、消防団、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、国保多古中央病院、こども園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<http://www.town.tako.chiba.jp/>）に警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



※ 町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは図のとおりであり、警報の伝達に当たっては、町のホームページに警報内容の掲載、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に提供される。町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合
- (ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
- (イ) なお、このことは、町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、行政区等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、行政区、自主防災組織や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、香取警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、香取警察署と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉担当との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、その他の事項は、警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達等

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法の基準と同様とする。

4 避難の指示等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

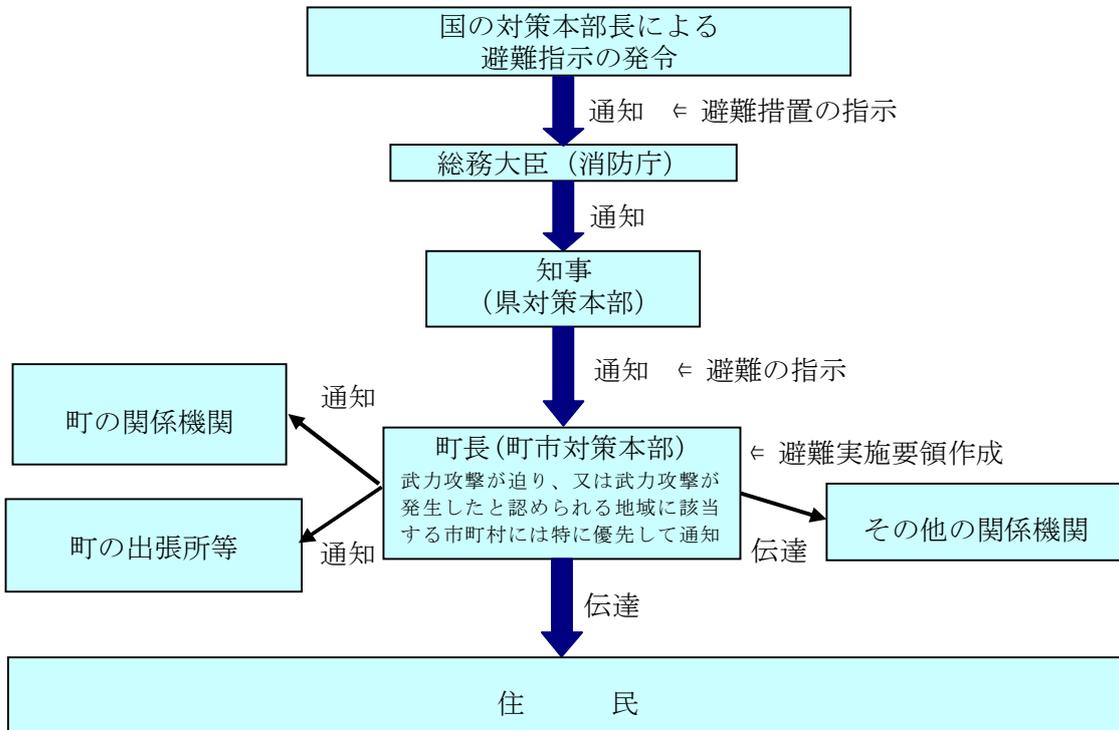
- (1) 避難の指示の通知・伝達

ア 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情

報を迅速に県に提供する。

イ 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難措置の指示の通知】



※ 町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う

5 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、香取警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ 避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領の記載項目

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、行政区、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の行政区内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 町職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係町職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(4) 避難実施要領の策定の際の主な考慮事項

ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
- ウ 避難住民の把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、香取警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の配置、連絡手段の確保）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(5) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

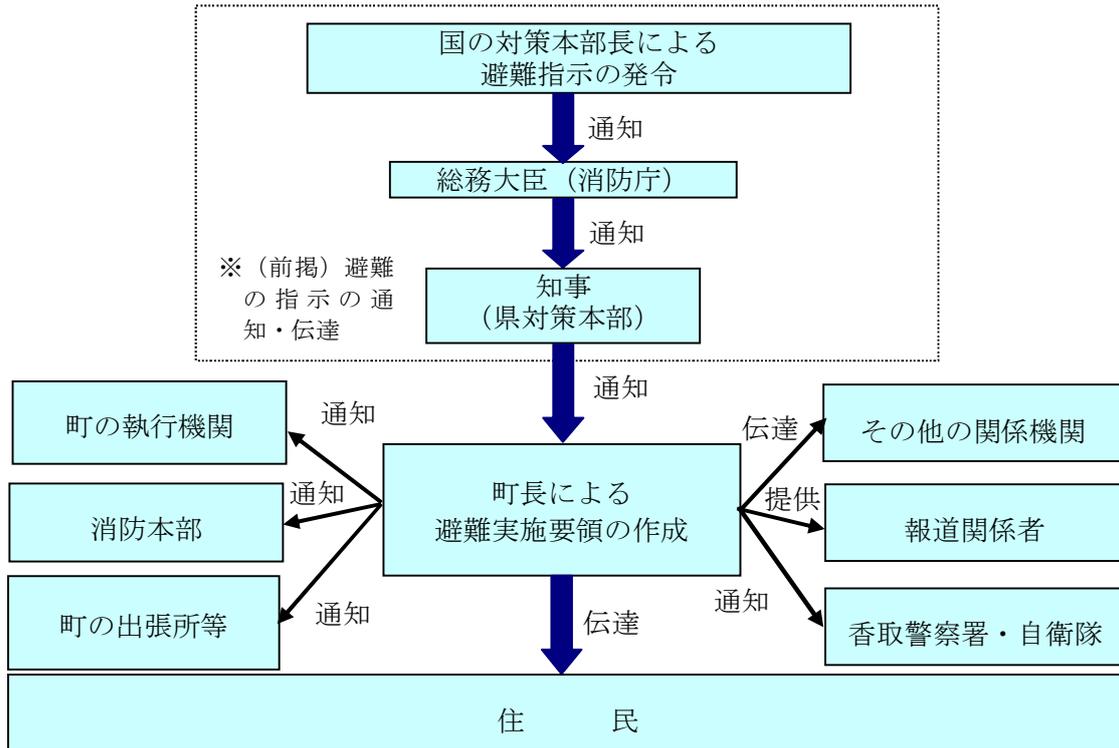
この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(6) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、香取警察署長及び自衛隊千葉地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

【町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



6 避難住民の誘導の実施方法

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、行政区、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

町長は、消防本部及び多古分署に、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うよう要請する。

消防本部は、町の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされてい

る。このため、町長は平素から町国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防本部と十分な調整を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は多古分署と連携しつつ、行政区、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、香取警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に香取警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、行政区や自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

町は、香取警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、香取警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、香取警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

7 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

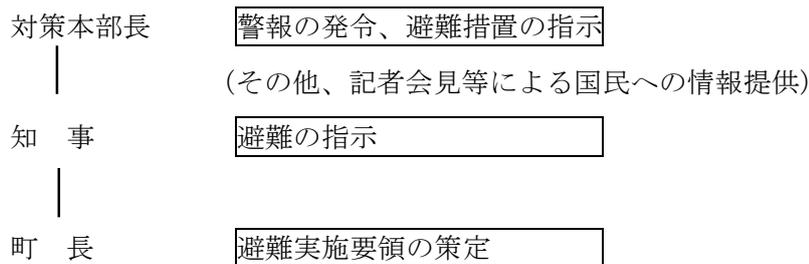
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、下記の措置の流れを基本として県からの避難の指示等の内容を踏まえ避難実施要領を策定し、他の安全な地域への避難等を行う。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

(ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射(※)が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃：弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃（※）からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び香取警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、香取警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃：ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

(4) NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

第5 救援

町は、県と連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

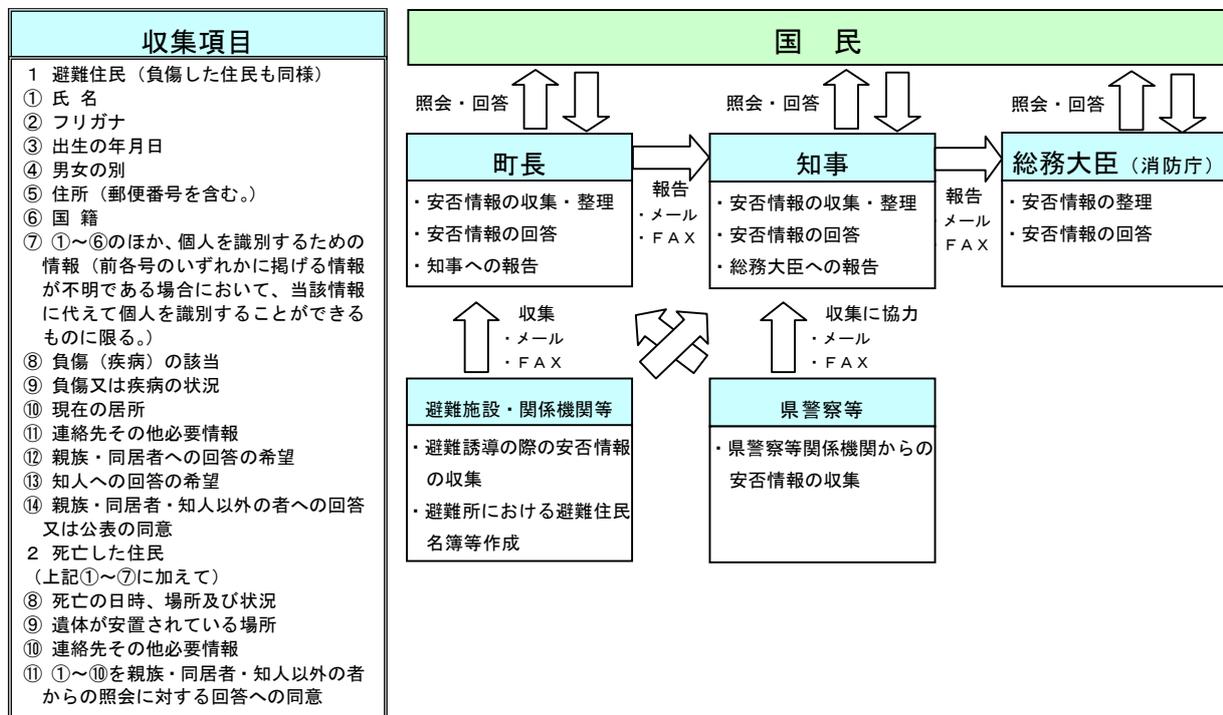
また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、香取警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムへの入力により県へ報告する。なお、安否情報システムが使用不可能な場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【様式第3号】

資料編参照

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】

資料編参照

(2) 安否情報の回答

ア 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をし

ようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を定められた様式第5号により回答する。

ウ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】

資料編参照

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

ア 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

イ 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

ウ 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア 町長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

イ 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

ウ 町による生活関連等施設の安全確保等

(ア) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(イ) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認められるときも、同様とする。

(ウ) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、自らが管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行うものとする。

この場合において、町長は、必要に応じ、香取警察署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、町は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

(エ) 町による事前措置

町は、武力攻撃災害が発生した場合、被害を拡大させる恐れがある設備又は物件の所有者や管理者に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、設備・物件の除去、その他必要な措置を講じることを指示することができる。

なお、県においては、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同様の指示をすることができる。その際、直ちにその旨を町に通知しなければならないとされている。

また、警察署長は、町又は県から要請があったときは、同様に指示することができることとされている。

2 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、香取警察署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当課等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、香取警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【法第108条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

3 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示

ア 避難の指示について

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇地区、△△地区」の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇地区、△△地区」の住民については、〇〇地区の△△避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次

のような場合に行うものとする。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

イ 退避の指示に伴う措置等

(ア) 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

(イ) 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

ウ 安全の確保等

(ア) 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防本部及び香取警察署と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

(イ) 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて香取警察署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、職員等が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

(ウ) 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

イ 警戒区域の設定に伴う措置等

(ア) 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における香取警察署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

(イ) 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(ウ) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、香取警察署、消防機関と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

(エ) 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

ウ 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

ア 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

イ 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

(イ) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(4) 消防に関する措置等

ア 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、香取警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

イ 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、町は、消防本部及び多古分署に対し、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うよう要請するとともに、消防団は、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

ウ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

エ 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、ウによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

オ 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

カ 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

キ 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

ク 安全の確保

- (ア) 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、香取警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- (イ) その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、香取警察署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- (ウ) 町長は、他の市町村が攻撃を受け、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- (エ) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (オ) 町長は、特に現場で活動する職員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ア 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- イ 町は、情報収集に当たっては消防機関、香取警察署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ウ 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- エ 町は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防、衛生状態の改善への配慮等を行う。

また、町は県と連携し、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。

さらに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等に生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下により引き起こされる感染症等の発生予防及びまん延防止のため、県等と連携し避難住民等に対する啓発活動、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

ア 町は、町地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省策定）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくはは役務又は国民経済上重要な物資若しくはは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談体制を充実

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童・生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

町は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

町は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者等に対して、町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるよう要請する。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について：1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

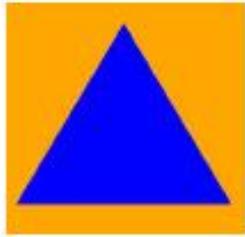
イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

【特殊標章】



(オレンジ色地
青の正三角形)

表面		裏面	
 (この証明書を交付等 する許可者の名を 記載するための余白)		身長/Height	目の色/Eyes
青 分 配 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		その他の特標又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type	
氏名/Name 生年月日/Date of birth		所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER	
この証明書の所持者は、次の条項において、1949年8月12日の ジュネーブ条約及び1949年8月12日のジュネーブ条約の国際 的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって 保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capa city as			
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可者の署名/Signature of issuing authority		印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder
有効期限の満了日/Date of expiry			

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(第一追加議定書付属書Iに規定する
文民保護の要員の身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 町長

- (ア) 町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第1章 総論

第1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第3章に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う

第2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる町の区域を管轄する機関及び町内に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害（以下「武力攻撃災害等」という。）による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害等が発生した場合には、町が管理に関係するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害等が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、武力攻撃災害等の復旧を行うこととし、武力攻撃災害等の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する

2 当面の復旧についての留意事項

町は、武力攻撃災害等により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

町が国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置等に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置等の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 他の市町村等の応援を受けた場合の費用の支弁

町は、国民保護措置等の実施において他の市町村長等の応援を受けた際は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは、応援をした市町村長等に費用の一時立て替え支弁を求める。